#### 平成25年度 国立大学法人宇都宮大学 年度計画

平成 25 年 3 月 27 日 文部科学大臣届出

- I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置
  - 教育に関する目標を達成するための措置
  - (1) 教育の内容及び成果に関する目標を達成するための措置
    - ① 学士課程における教育の成果に関する具体的措置
    - ○教育の3方針に沿った体系的な教育課程を点検し、教育プログラム・シラバスをさらに充実さ せる。
    - ○アクティブラーニングを充実させる観点から、基盤教育の改善を図る。
    - ○基盤教育における運営体制及び学部との連携体制の強化及び整理を図る。
    - ○近隣大学と連携し4年一貫キャリア教育の拡充を図る。
    - ○学修教育目標達成度の「見える化」とホームページによる教育内容と質保証システムの公開を さらに進める。
    - ○引き続き、修得した能力に応じた進路選択を支援するキャリア教育の充実・強化を図る。
    - ② 学士課程のアドミッション・ポリシーに関する具体的措置
      - ○アドミッション・ポリシーの見直しを行い公表するとともに、高校等への広報に努める。
      - ○アドミッション・ポリシーに対応する入試改革を検討する。
      - ○リメディアル教育の実施状況を点検し、その必要性と方策及び実施体制について検討する。
      - ○入学前学修支援や入学後の基礎学修も含めたリメディアル教育の充実を図る。
    - ③ 学士課程の教育課程に関する具体的措置
      - ○社会の変容を展望し、それに対応して基盤教育として必要とされるリベラルアーツとジェネリ ックスキルについて検討する。
      - ○基盤教育と専門教育が一体化した達成目標確認マトリックスの改善を図り、専門教育との連 携・体系化を進める。
      - ○基盤教育においてアクティブラーニング科目の積極的な導入を図る。
      - ○4年間を見通したカリキュラム・ツリーを点検するとともに達成目標確認マトリックスを見直
      - ○コースナンバリング制の実施に向けた作業を継続する。
      - ○社会や学生のニーズに応えるために、学生が主体的に選択できる全学の横断的複合的な副次的 教育プログラムを実施する。
    - ④ 学士課程の教育方法に関する具体的措置
    - ○教育の3方針に沿った体系的な教育課程を点検し、教育プログラム・シラバスをさらに充実さ せる。
    - ○4年間を見通したカリキュラム・ツリーを点検するとともに達成目標確認マトリックスを見直
    - ○リメディアル教育の実施状況を点検し、その必要性と方策及び実施体制について検討する。
    - ○入学前学修支援や入学後の基礎学修も含めたリメディアル教育の充実を図る。
    - ○社会や学生のニーズに応えるために、学生が主体的に選択できる全学の横断的複合的な副次的 教育プログラムを実施する。
    - ○基盤教育英語プログラムにおいて、コミュニカティブで実践的な英語教育を継続して実施する。
    - ○留学生・国際交流センターを中心に留学相談・支援体制を見直し、必要に応じて改善を図る。
    - ○学生が主体的に実施する国際連携実習、シンポジウムなどの国際連携教育活動を積極的に支援 する。
    - ○グローバル人材の育成を目的として、地域の経済団体等との連携により国際インターンシップ を開発し実現を図る。
    - ○地域の企業・団体等との連携・協力を強化して、インターンシップや実践的科目の拡充を図る。
    - ○"あらたな社会"の諸課題に対し、実際の行動に結びつけられる行動的知性を養うため、教養 教育でのアクティブラーニングをさらに充実させる。
    - ○学生と連携して持続的社会形成に向けた環境教育の充実と意識改革を図る。
    - ⑤ 学士課程の成績評価に関する具体的措置
    - ○シラバスにおける各教科の達成目標と成績評価基準について、教育の質保証の観点に基づき点

    - 検するとともに、必要に応じて改善する。 〇成績評価分布(科目別)について点検し、適正な成績評価に向けた改善について検討する。 〇成績評価の厳格化・透明化を図るため、科目ごとの成績評価分布を学部・学科等で点検し、必 要に応じ方針の作成等を含め全学的に検討する。

- ○レーダーチャート等による総合的達成度評価の手法とその活用について、引き続き検討する。
- ⑥ 大学院課程における教育の成果に関する具体的措置
  - ○平成 24 年度に作成した教育プログラム・シラバスを公表するとともに、その点検と改善を図る。
  - ○学生が主体的に実施するシンポジウム、ワークショップ、地域連携活動等を積極的に支援する とともに、社会への広報活動を強化する。
- (7) 大学院課程のアドミッション・ポリシーに関する具体的措置
  - ○学生の実態に合わせて平成 24 年度に改正した長期履修制度が効果的に利用されているかを点検する。
  - ○英語の学力評価における TOEIC や TOEFL の活用が適切に行われているかを点検する。
  - ○英文及び英文以外の言語のホームページの充実を図り、アドミッション・ポリシー等をわかり やすく周知・広報する。
- ⑧ 大学院課程の教育課程に関する具体的措置
  - ○平成 24 年度に作成した教育プログラム・シラバスを公表するとともに、その点検と改善を図る。
  - ○博士後期課程のカリキュラムツリーを作成する。
  - ○学生が主体的に選択できる横断的複合的な副次的教育プログラムの開発に着手する。
  - ○複数教員指導体制による課題解決能力と創造性とを育成するリサーチワーク体制を持続させる。
- ⑨ 大学院課程の教育方法に関する具体的措置
  - ○各研究科において PBL 教育の試行・実施・改善を図る。
  - ○学生の専門と興味に即したインターンシップ受け入れ企業のさらなる開拓を進めるとともに、 事前・事後指導及び振り返りについて点検する。
  - ○独自資金による優秀な学生への集中的支援や学生表彰制度などの充実により、さらに学生の修 学意欲を高める。
  - ○海外の卓越した大学と新たな国際交流活動を行うため、教員と学生が参加するワークショップ 開催に向けて検討する。
  - ○学生が主体的に実施する国際連携実習、シンポジウムなどの国際連携教育活動を積極的に支援 し、グローバル人材の育成を推進する。
  - ○引き続きダブル・ディグリー・プログラム拡大の可能性を検討するとともに、海外の卓越した 大学での研究活動経験を助成するシステムの充実を図る。
- ⑩ 大学院課程の成績評価に関する具体的措置
  - ○ディプロマ・ポリシーに基づき、成績評価基準等を点検し、シラバスの充実を図る。
  - ○論文審査における具体的な判断基準を全学的に集約・共有化する。
  - ○各研究科における学修成果の評価内容を整理し共有化を図る。
- ① 教育方法の改善に関する具体的措置
  - ○全学・学部による企画型 FD 活動を充実するとともに、活動の成果を全学公開し、内部質保証の確立を推進する。
  - ○教員相互授業参観について、平成22年度から24年度までの実施結果と反省点を踏まえ、実施方法等について点検するとともに、必要に応じて改善を図る。
- (2) 教育の実施体制等に関する目標を達成するための措置
  - ① 教職員等の配置に関する具体的措置
    - ○全学的な視点から学長裁量による人的支援を行い、学部等の改革を促進させる。
    - ○全学的に教職課程をマネジメントする「教職センター」(仮称)の設置について検討する。
    - ○可能な学科等プログラム単位については、専門の基礎的科目を他学部・他学科の学生向けに 開放するとともに、引き続き点検・見直しを行う。
    - ○学長のトップマネジメントにより平成 24 年度に設置した宇都宮大学「男女共同参画推進室」 において、就業環境の改善等に取り組む。
  - ② 教育環境の整備に関する具体的措置
    - ○実験・実技・実習のための施設設備等を戦略的・計画的に整備する。
    - ○キャンパスマスタープランに基づき、引き続き学生共用スペースを確保する。
    - ○学生後援会と連携した課外活動団体への経済的支援をさらに充実させるとともに、峰が丘地 域貢献ファンド事業を活用し、学生の自主的なプロジェクトを引き続き支援する。
  - ③ 教育の質の改善のためのシステムに関する具体的措置
    - ○基盤教育の質の改善を図るため、企画開発に関わる組織整備を進める。

- ○教育研究評議会と教育企画会議が策定した教育改善を、学部・教育関連のセンター・全学教 務委員会等の有機的な連携により行い、教育改善の PDCA サイクルを強化する。
- ○教育プログラムの持続的な質の改善を図るべく、引き続き内部質保証の確立に向けた公開に よる教育改善報告会・情報交換会を実施する。
- ④ 内外の高等教育機関との連携に関する具体的措置
  - ○近隣大学や地域の産業界等と連携して、キャリア教育の充実を図る。
  - ○全国共同利用拠点として認定された附属農場の整備をさらに進めるとともに、利用大学と連 携して副教育プログラムの検討を開始する。附属演習林に関しては、近隣大学との共同利用 について検討する。
  - ○近隣の大学や産業界等との連携を強化して、専門教育の一層の充実を図る。
  - ○引き続きダブル・ディグリー・プログラム拡大の可能性を検討するとともに、海外の卓越し た大学での研究活動経験を助成するシステムの充実を図る。
  - ○海外の卓越した大学と新たな国際交流活動を行うため、教員と学生が参加するワークショッ プ開催に向けて検討する。
- (3) 学生への支援に関する目標を達成するための措置
  - ○学生によるピアサポートの拡充を検討する。
  - ○チューター制度の活用状況を整理し、留学生への支援の充実を図る。
  - ○構内での無線 LAN 環境を学生密度の高い場所から引き続き整備するとともに、学外から各シ ステムのアクセスが可能な環境整備を検討する。
  - ○学生の視点に立った学生ポータルサイトの充実を図る。
  - ○学修ポートフォリオの導入に向けて全学的に試行する。

  - ○学生によるピアサポートの拡充を検討する。 ○峰ヶ丘地域貢献ファンド事業等を活用し、学生の自主的な地域貢献プロジェクトを支援する。
  - ○日常的な大学生活のケアを充実するため、引き続き相談・支援を実施するとともに、指導体 制・方法等について継続的な点検・見直しを行う。

  - ○研修会等を実施して、スタッフディベロップメント (SD) の充実を図る。 ○留学生や日本人学生に対して、独自資金による経済的支援を強化し教育研究活動の活性化を 図る。
  - ○留学生の支援のため、留学生・国際交流センターが中心となり留学生や指導教員との意見交 換を引き続き行う。
  - ○大学間連携及び産業界等との連携を推進し、キャリア教育の充実を図る。
  - ○未内定者の就職支援対策を充実する。
  - ○外国人留学生について、地域の経済団体や自治体と連携し、積極的な就職支援を行う。
- 2 研究に関する目標を達成するための措置
- (1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標を達成するための措置
  - ① 目指すべき研究の水準等に関する目標の具体的措置
    - ○部局長研究戦略経費等により、きめ細かな研究支援を行う。
    - ○新たに発足した宇都宮大学研究拠点創成ユニット (UU-COE) を支援するとともに、若手研究 支援プロジェクトにおける研究水準の向上等について検証し、検証結果を踏まえた効果的な 制度改善を図る。
    - ○オプティクス分野のスタッフの拡充を図り、関連する外部資金の獲得を目指すとともに、オ プティクスと他分野の融合的研究を進める。
    - ○光学分野の人材育成機能の向上を図るため、工学研究科の改組(先端光工学専攻新設)に向 けて準備を進める。
    - ○新たな教育・研究拠点の形成を目指して、宇都宮大学研究拠点創成ユニット(UU-COE)等の 充実を図る。
  - ② 成果の社会への還元に関する目標の具体的措置
    - ○企業交流会や企業訪問をはじめとして、様々なチャンネルを通して社会のニーズを的確に把 握し、研究成果の「見える化」と社会への還元を図る。
    - ○地域が抱える産業、教育、健康などに係る課題を解決するため、地域と連携して研究プロジ エクト等を推進する。
    - ○UU プラザでの展示等とあわせて、研究成果のホームページへの掲載をより効果的に行い、研 究成果を広く社会に公開する。
  - ③ 研究の水準・成果の検証に関する具体的措置
    - ○基盤的研究の水準・成果の検証を実施し、研究水準向上の具体策を提言する。
    - ○研究水準向上や社会貢献推進等の観点から、優れた研究のさらなる「見える化」を図るとと もに、その研究プロセス・成果を学内で共有する。

- (2) 研究実施体制等に関する目標を達成するための措置
  - ○部局長研究戦略経費の効果について検証するとともに、検証結果を踏まえた効果的な支援を図る。
  - ○研究マネジメントの専門人材である「リサーチ・アドミニストレーター (URA)」の配置に向け、学内体制の整備を推進する。
  - ○宇都宮大学研究拠点創成ユニット(UU-COE)及び若手研究支援プロジェクト等の研究支援を 行う。
  - ○研究成果の社会実装に向けた産学官連携を推進する。
  - ○大型研究プロジェクトについては学内外の資金により研究支援者を確保し、研究システム・ 環境の改善を促進する。
  - ○成長が期待される研究に重点的に研究経費を配分するとともに、建物改修を考慮しながらキャンパスマスタープランに基づき、引き続き研究スペース等を確保する。

#### 3 その他の目標を達成するための措置

- (1) 社会との連携や社会貢献に関する目標を達成するための措置
  - ○地域との懸け橋としてUUプラザを積極的に開放するとともに、UUプラザを通じた大学内 諸活動情報の発信を強化することにより、地域からのニーズに対する適切な案内を行う。
  - ○大学と地域とのインターフェースとして、生涯学習教育研究センターを改組して地域連携教育研究センターを立ち上げ、「知の拠点」として地域連携を積極的に推進する。
  - ○これまでの地域別懇談会の成果を踏まえ、地域自治体が抱える課題解決に向け新たな仕組み を検討するとともに、教育委員会や学校等と連携しながら「外国人児童生徒・グローバル教 育推進協議会」、「教員養成連携協議会」、「アグリ支援機構」などを通じて地域の教育に 積極的に貢献する。
  - ○地域活性化・地域支援のため、オプティクス教育研究センター及び光融合技術イノベーションセンターを中心とする地域産業界との連携を推進し、地域と大学の連携強化を図る。
  - ○産学官連携サテライトオフィス事業委員会との連携(技術相談等)により、地域の産学連携 拠点の構築を推進する。
  - ○栃木県教育委員会や地域の中学校・高校等と連携して、高大連携事業や講義提供等を推進し 地域の次世代育成に貢献するとともに、栃木県や地元企業とも協力して地域を担う人材の養 成を進めるなど、地域の知の拠点として積極的に地域に貢献する。

#### (2) 国際化に関する目標を達成するための措置

- ○社会や学生のニーズに応えるために、学生が主体的に選択できる全学の横断的複合的な副次 的教育プログラムを実施する。
- ○引き続きダブル・ディグリー・プログラム拡大の可能性を検討するとともに、海外の卓越した大学での研究活動経験を助成するシステムの充実を図る。
- ○海外の卓越した大学と新たな国際交流活動を行うため、教員と学生が参加するワークショップ開催に向けて検討する。
- ○学生が主体的に実施する国際連携実習、シンポジウムなどの国際連携教育活動を積極的に支援する。
- ○留学生や日本人学生に対して、独自資金による経済的支援を強化し教育研究活動の活性化を 図る。
- ○帰国留学生同窓会ネットワークの拡充に努める。
- ○引き続き留学生を含めた地域の国際理解・課題解決に協力する学生ボランティア活動を支援 し、地域等との国際交流を促進する。

# (3) 附属病院に関する目標を達成するための措置「記載事項なし」

### (4) 附属学校に関する目標を達成するための措置

- ○附属学校連携室における協議をとおして附属学校と大学の組織的な連携の在り方を検討し、 その改善を図る
- ○附属学校連携室において、附属学校の教育・研究の推進、教員を目指す学生の実践的指導力の育成及び研究内容の公立学校への成果還元のための方策を検討し、実践する。
- ○附属学校の連携・一貫教育の研究組織である各「系」の研究を進めるとともに、大学との連携を一層強化し共同研究を推進する。
- ○実務家教員を活用して学部との連携を強め、教職入門から教職実践演習までの一貫した教員 養成体制の構築をサポートし、教員養成機能の充実を図る。
- ○附属学校園としての先進的・先導的な役割を果たし、公立学校のニーズに応えるため、平成 24 年度に実施した校内研修を基に、公開研究発表会などで成果を公表するとともに、研修体 制や公開研究発表会の改善充実を図る。
- ○栃木県教育委員会及び各市町教育委員会との連携のもと、公立学校や教育委員会等の各種研修等において、積極的に指導的役割を果たし、教員の指導力や地域の教育力の向上に資する。

- ○特別に支援を要する子どもの課題解決に向けて、「四附属特別支援教育推進委員会」を中心 とした附属学校園間の連携を深めるとともに、専門機関や保護者との連携を図り、子どもた ちの教育の充実を目的とした共同研究を実践する。
- Ⅱ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置
  - 1 組織運営の改善に関する目標を達成するための措置
    - ○ミッションの再定義による強み・特色、社会的役割を踏まえ、教育研究組織の見直しに向け た検討を進める。
    - ○ミッションの再定義による強み・特色、社会的役割を踏まえ、入学定員や教育研究組織の見 直しの検討を進める。
      ○組織運営体制について、機動的かつ効率的な運営を進める。

    - ○経営協議会の意見及び助言を大学運営に反映した組織運営を行う。
    - ○大学経営に係る方針等について、学長から構成員へ直接的な情報発信を行い、構成員の共通 認識を図る。
    - ○学長と学生・教職員との意見交換において提案された有用な意見等を大学運営に役立てる。

    - ○教員ポイント制により、人的資源を有効に活用した柔軟で多様な人事を行う。 ○職員の自己啓発を促し、資質向上や職員間の共通認識を持つためのSD研修を実施する。
  - 2 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置
    - ○業務の効率化・合理化のための業務改善を進めるため、他大学の取組状況の調査や本学の現 状把握を行い、業務内容の見直しを進める。
- Ⅲ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置
  - 1 外部研究資金、寄附金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置
    - ○研究システム・環境の改善を図るため、研究マネジメントの専門人材である「リサーチ・ア ドミニストレーター(URA)」の配置に向け、学内体制の整備を推進する。
    - ○外部資金獲得の基盤となる学内外の研究者間ネットワークの形成・活性化を促進する。
  - 2 経費の抑制に関する目標を達成するための措置
    - (1) 人件費の削減を達成するための措置
      - ○総人件費については、抑制等を含め適切に対応する。
    - (2) 人件費以外の経費の削減を達成するための措置
      - ○人件費以外の経費について、他大学等の取組状況を調査し、可能なものから削減する
      - ○管理的経費の削減状況について分かりやすい資料を作成し、構成員及び地域社会に周知する。
      - ○一般管理費予算額を前年度比1%減額する。
      - ○施設設備の維持保全業務等の外部委託について、平成24年度に策定した計画を基に、可能な ものから一括化を実施する。
      - ○随意契約の縮減及び複数年度契約について引き続き実施する。
  - 3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置
    - ○余裕資金の運用に当たっては、引き続き国債等の金利状況等金融情勢を継続的に注視し、そ の安全性及び安定性を確保しつつ、より効果的・効率的な運用を行う。
    - ○大学施設の利用促進を図るため、引き続き地方公共団体や地域に広報資料を配付し協力を依 頼する。
    - ○キャンパスマスタープランに基づき、引き続き施設の有効活用に努める。
- IV 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置
  - 評価の充実に関する目標を達成するための措置
    - ○引き続き PDCA サイクルに基づく組織的かつ体系的な自己点検・評価を行うとともに、教育 面では質保証に向けた内部相互認証システムによる点検・評価を試行する。
    - ○経営協議会における指摘事項や外部評価、監事監査等の結果を大学運営に活用するとともに、 活用状況についてはホームページで公表する。
  - 2 情報公開や情報発信等の推進に関する目標を達成するための措置
    - ○大学内諸活動情報を収集・共有・発信するため、学内の情報資産の管理・運用等について情 報戦略・IR 室と連携を図るとともに、ホームページ等の内容をさらに充実させ、アカウンタ ビリティの向上に努める。
    - ○引き続き大学の「見える化」を推進するとともに、地域連携に関する諸会議、高校教員との 意見交換の場等を通じてネットワークを充実させ、ステークホルダーごとのニーズや要望を

的確に収集する。

- V その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置
  - 1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置
    - ○引き続き、施設設備に係る維持保全状況を踏まえ、一定の学内財源を確保し、順次整備を行 う。
    - ○キャンパスマスタープランに位置づけた施設マネジメントを引き続き実施する。
  - 2 安全管理に関する目標を達成するための措置
    - ○学生及び職員のより一層の安全を確保する観点から専門家等による巡視を実施し、リスクの 低減を図る。
    - ○学生に配付する「安全の手引き」を改訂し、加えて安全講習を行う。
  - 3 情報セキュリティに関する目標を達成するための措置
    - ○ISO27001 規格の考え方に沿ったリスク分析及び対策基準等の見直しを基に情報セキュリティマネジメントの適正な運用を推進するとともに、事業継続性の改善を図るための具体的体制を確立し、システムを稼働させる。
  - 4 法令遵守に関する目標を達成するための措置
    - ○管理職を対象としたコンプライアンスに関するセミナーを実施するとともに、ハラスメント 防止研修を実施する。
- VI 予算(人件費の見積もりを含む。)、収支計画及び資金計画 別紙参照
- VII 短期借入金の限度額
  - ○短期借入金の限度額
  - 1 短期借入金の限度額
    - 14億円
  - 2 想定される理由

運営費交付金の受入れ遅延及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

- Ⅷ 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
  - ○財産を譲渡する計画
    - 25年度計画なし
- IX 剰余金の使途
  - ○決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

### X その他

1 施設・整備に関する計画

- F					
	施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源		
	(峰町)実験研究棟改修(農学系)     (峰町)講義棟改修     (陽東)総合研究棟改修(工学系)     (陽東)総合研究棟改修(電気電子工学系)     小規模改修	総額1,508	<ul> <li>施設整備費補助金(1,476)</li> <li>・国立大学財務・経営センター</li> <li>施設費交付金 (32)</li> </ul>		

(注)金額については見込みであり、中期目標を達成するために必要な業務の実施状況等を勘案した施設・設備の整備や老朽度合等を勘案した施設・設備の改修等が追加されることもある。

#### 2 人事に関する計画

- ○教員ポイント制により、人的資源を有効に活用した柔軟で多様な人事を行う。
- ○職員の自己啓発を促し、資質向上や職員間の共通認識を持つための SD 研修を実施する。

(参考1) 平成25年度の常勤職員数 597人 外数として任期付職員数の見込みを50人とする。(現員)(参考2) 平成25年度の人件費総額見込み 5,826百万円(退職手当は除く)

3 中期目標期間を超える債務負担

(長期借入金)

学生寮整備事業	単位:百万円
年 度 区 分	H 2 5
学生寮(雷鳴寮)整備事業長期借入金償還金	4

#### 4 積立金の使途

○前中期目標期間繰越積立金については、教育、研究に係る業務及びその附帯業務に係る事業の財源に充てる。

#### (別紙) 予算(人件費の見積りを含む。), 収支計画及び資金計画

1. 予 算

平成25年度 予算

(単位:百万円)

区分	金額
収入 運営費交付金 施設整備費補助金 補助金等収入 国立大学財務・経営センター施設費交付金 自己収入 授業料,入学金及び検定料収入 財産処分収入 雑収入 産学連携等研究費収入及び寄附金収入等	5, 572 1, 737 56 32 3, 147 2, 898 0 249 605
計	11, 149
支出 業務費 教育研究経費 施設整備費 補助金等 産学連携等研究経費及び寄附金事業費等 長期借入金償還金 計	8, 715 8, 715 1, 769 56 605 4 11, 149

### [人件費の見積り]

期間中総額 5,826百万円を支出する。(退職手当は除く) (うち、総人件費改革に係る削減の対象となる人件費総額5,141百万円)

- 注) 退職手当については、国立大学法人宇都宮大学職員退職手当規程に基づいて支給すること とするが、運営費交付金として措置される額については、各事業年度の予算編成過程におい て国家公務員退職手当法に準じて算定される。
- 注)「運営費交付金」のうち、平成25年度当初予算額5,302百万円、前年度よりの繰越額のうち使用見込額270百万円。
- 注)「施設整備費補助金」のうち、前年度よりの繰越額のうち使用見込額1,737百万円。
- 注) 「補助金等収入」のうち、前年度よりの繰越額のうち使用見込額56百万円。

# 2. 収支計画

平成25年度 収支計画

(単位:百万円)

区分	金額
<b>弗</b> 贝 () 如	0.005
費用の部	9, 635
経常費用	9, 635
業務費	8, 699
教育研究経費	1, 967
受託研究費等	3 7 5
役員人件費	8 5
教員人件費	4, 519
職員人件費	1, 753
一般管理費	4 6 7
財務費用	1
雑損	О
減価償却費	4 6 8
臨時損失	0
収入の部	9, 635
経常収益	9, 635
運営費交付金	5, 280
授業料収益	2, 419
入学金収益	4 1 1
検定料収益	7 7
受託研究費等収益	4 3 0
補助金等収益	О
施設費収益	209
寄附金等収益	1 5 6
財務収益	1
雑益	2 4 8
資産見返運営費交付金等戻入	2 5 9
資産見返寄附金戻入	3 8
資産見返物品受贈額戻入	2
資産見返補助金戻入	1 0 5
臨時利益	0
   純利益	0
目的積立金取崩	0
総利益	0

## 3. 資金計画

平成25年度 資金計画

(単位:百万円)

区 分	金額
資金支出 業務活動による支出 投資活動による支出 財務活動による支出 次年度への繰越金 資金収入 業務活動による収入 運営費交付金による収入 授業料及び入学金検定料による収入 受託研究等収入 補助金等収入 寄附金収入	1 2, 6 5 4 9, 0 3 7 2, 3 3 5 5 1, 2 7 7  1 2, 6 5 4 9, 2 6 6 5, 3 0 2 2, 8 9 6 4 3 0 5 6 1 7 5
その他の収入 投資活動による収入 施設費による収入 その他の収入 財務活動による収入 前年度よりの繰越金	4 0 7 1, 8 7 2 1, 7 6 9 1 0 3 0 1, 5 1 6

# (別表) 学部の学科, 研究科の専攻等

		210人(うち3年次編入学10人)
国際学部	国際社会学科 国際文化学科	210人(うち3年次編入学10人)
		600人(うち教員養成600人)
教育学部	総合人間形成課程	240人
	機械システム工学科	316人入
	電気電子工学科	316人
工学部	応用化学科	332人 他に3年次編入学60人
77 1 114	建設学科	280人
	情報工学科	296人 )
	生物資源科学科	70人)
	応用生命化学科	35人
農学部	生物生産科学科	315人 他に3年次編入学40人
12 1 11	農業環境工学科	140人
	農業経済学科	160人
	森林科学科 国際社会研究専攻	140人 ノ 20人 (博士前期課程 20人)
国際公开办到	国際文化研究専攻	20人(博士前期課程 20人)
国際学研究科	国際交流研究専攻	20人(博士前期課程 20人)
	国際学研究専攻	9人(博士後期課程 9人)
	学校教育専攻	16人(修士課程 16人)
<b>业</b> 本公开 <b>企</b> 到	特別支援教育専攻	10人(修士課程 10人)
教育学研究科	カリキュラム開発専攻	14人(修士課程 14人)
	教科教育専攻	100人(修士課程100人)
	機械知能工学専攻	
	電気電子システム工学専攻	56人(博士前期課程 56人)
工学研究科	物質環境化学専攻	58人(博士前期課程 58人)
	地球環境デザイン学専攻	50人(博士前期課程 50人)
	情報システム科学専攻	58人(博士前期課程 58人)
	学際先端システム学専攻	116人(博士前期課程116人)
	システム創成工学専攻	90人(博士後期課程 90人)
	 生物生産科学専攻	
農学研究科	農業環境工学専攻	24人(修士課程 24人)
	農業経済学専攻	16人(修士課程 16人)
	森林科学専攻	20人(修士課程 20人)
附属幼稚園	160人 学級数	5
附属小学校	690人 学級数	1 8
附属中学校	480人 学級数	1 2
附属特別支援学校	60人 学級数	9